



○鈴木委員 水産業協同組合法の一部改正につきまして、水産に関する小委員会における調査の経過及び結果等について御報告申し上げます。

ただいま委員各位の御手元に配付いたしてあります水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、昨年農業協同組合法を改正して農業協同組合による共済事業の拡充を見たと同様の趣旨によりまして、今般水産業協同組合共済会の事業の拡充をはかるとともに、全国を地区とする漁業協同組合連合会の事業に関する規定の一部を改正して、漁民生活の安定に資せんとすることがその趣旨であります。

昨年第十九回国会におきまして、農協法の改正以来、農村と相隣接する漁村の關係あるいは漁業協同組合と農業協同組合との關係からして、必然的に漁民の強い希望となり、国会に対してもあるいは委員会に対しても請願または陳情として強く要望されて参つた次第でありまして、これが事現方法につきまして、小委員会において鋭意検討を重ねた結果、去る五月三十日の小委員会において全会一致の意見として法律案を起草いたした次第であります。

以下これが内容について簡単に御説明申し上げます。

まず第一点は、水産業協同組合法第六章の二水産業協同組合共済会の規定の改正でありまして、従来の共済会は第百条の二の設立の目的及び第百条の四事業の規定に明らかなること、事業の用に供する建物等物件だけについて、災害による損害を相互に救済することを目的としていたものであります。が、今回は述べました通り、農協法の改正と同様の趣旨によりまして事業の拡充を可能ならしめるとともに、第百条の十として新たに共済規程なる条文を設け、事業の種類別に、その実施方法あるいは共済掛金等の重要事項について共済規程で定め、行政庁の認可を受けることとしたほか、条文の一部整備をはかつた次第であります。

第二点といたしましては、同法第八十七條漁業協同組合連合会の事業の種類規定中特に全国を地区とする連合会の事業に対して、去る昭和二十七年第十三回国会において、特定の四つの経済行為について当分の間農林大臣の認可を要することに制限して参つたのであります。が、その後の経過あるいはこの種法令との關係等にかんがみまして、この際農協法と同じくこの規定を廃止することにした次第であります。

なお今回の改正案に當つては予算は必要といたしません。

以上が小委員会において改正せんとする趣旨であります。何とぞ本会同委員会におきましても慎重御審議の上、すみやかに結論を得ますよう御取り運びをお願いいたします。次第であります。

○田口小委員長代理 本提案につきまして質疑があればこれを許します。

○足鹿小委員 先日第一回の連合委員会におきましていろいろ御意見を申し上げ、かつまた資料の御要求を申し上げたのであります。その資料について一応御説明願ひたいと思ひます。

なお政府委員がお見えになりましたならば、政府に対してお尋ねしたい点もありませんので、水産庁長官、農林経済局長等政府を代表する政府委員の御出席の手配をしていただきたいと思ひます。

ます。

○田口小委員長代理 政府委員出席につきましては承知いたしました。今要求中であります。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○田口小委員長代理 では速記を始めます。

共済会専務三木氏が見えておりますから、先生に懇談的に説明を願ふことに御同意をお願いできますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口小委員長代理 それではさう取り計らいます。

〔午後二時三十分懇談会に入る〕

〔午後二時五十七分懇談会を終る〕

○田口小委員長代理 以上で懇談会を終ります。足鹿君。

○足鹿小委員 水産庁長官にお伺ひいたしますが、全国漁業共済会、水産漁業協同組合共済会の概要について、ただいままで懇談中にいろいろと意見を聞いたのであります。今度この会が新たな共済事業を開始せんとしております。すなわち漁民厚生共済、漁具共済、近き将来においては漁獲共済を行わんとしておるようであります。本来漁村なり漁民の災情から見る場合は、直ちに今手をつけようとしておらないようであります。漁獲共済すなわち一種の凶漁対策的なものに対しては当然国家がめんどうを見るべき性質のもののように、われわれしるうとてありますけれども今まで聞いております。こういうことを漁業協同組合の共済会で計画させて、水産庁はただ見ておるといふような消極的な態度であつ

ていのかどうか。特に沿岸漁民対策というものが、近來いろいろ科学的な操業が発達するに伴つて各地で紛争を起しておる。そういう場合、特にこの凶漁ないしはこれに類似する漁獲共済のごときものに關連して、沿岸漁民の保護育成といった面にまでこの共済会が手をつけようとしておることは、民間の機関としては私は非常にいいことだと思ふのです。むしろ政府が積極的に奨励していかねばならぬことだと思ふのですが、そういう点についてどういふ御所見を持っておられますか。なおこの漁民厚生共済にしては、特殊事業でありまして、他に何らの競合關係はありませんし、次に行わんとおる火災共済につきましては、純漁村においては何ら他の団体と事業上の摩擦ないしは競合ということとは起きないと思ひますが、農漁村あるいはそれに類似の地域が相当全国にあると思ひますから、それらの地帯において、現在ではなくても、この事業がだんだんふくらんでいく過程において、事業上の競合を起し、同じ組織員がかきに相せめくような結果が出はしないかというところを私はおそれるものであります。そこは、ただ単に団体同士の紛争を起し、事業の競合を起すということのみならず、協同組合の精神に従つて非常に遺憾なことだと思ふのです。いわゆる組織と資金の分散を行います。さなきだに協同組合の組織力なりいろいろな資金の分散等が現在盛んに行われておる事情でありますので、そういう点から非常に心配をいたすのであります。これに對しまして、水産長官と

しての現在の所信、また今後どのような方針で指導して、私がたゞいま指摘したような点について危惧のないように万全の措置を講ぜられるか、この二点についてまず承わりたいのであります。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。ただいま足鹿委員のお話の、第一点の漁獲共済につきましては、われわれといたしまして、政府の立場において、これをいかにすべきかということと、昨年度より調査を始めて参つたのであります。大体御承知のように、水産業につきましては、災害の態様頻度、その原因等、政府として根本的に立案し実施いたしました場合の材料が、一般農業と違つて非常にむづかしいのであります。特に漁獲物の例年の取獲高、またその年における取獲高といふものは、漁獲物の性質上毎日処分されますので、そういう点について農業とは違つた非常にむづかしい問題がございますので、昨年度からさらに本年度に續きまして調査をいたしておるわけであります。この案にもございまして、私たちが、第一段階といたしまして、自營漁業とあるいは共同販賣をいたしてあります組合につきまして、いろいろデータを始めるように、本年度において調査を始めてあるわけであります。政府といたしまして、この民間と申しますか、共済会を行ひますものについて十分慎重に出さなければならぬと同時に、われわれとしても調査を進めましてこの共済事業というものをやつて参る必要があるのじゃないかということ、去年から今年にかけまして、予算

を計上いたしまして調査をいたしておる次第でございます。

第二点の、漁民厚生共済を新しくやりかえる場合におきまして、農業協同組合においても同様な事業をやっておりますので、ただいまの御指摘の点はまことにごもっともでございます。

が、われわれといたしましては、業種は違いますが、同じ協同組合の組織でありますから、この力が分散し相競合するようなことがあつてはならないと思ひます。従ひましてわれわれといたしましては、主として漁業をもつて生計を立てる、あるいは主として農業をもつて生計を立てる、いろいろのケースがございますから、大体におきまして一定の基準のもとにおきまして、農業経済局とも相談いたしまして、そして両方の間におきまして取り合ひをする、あるいは競合するということのないように、十分指導をしていきたい、かように考えております。

○足鹿小委員 あとで農林経済局長がおいでになってから、この競合の問題についてはさらに御伺ひをいたしますが、現在行なつております共済会は、そう膨大な組織とはいへません。普通の保険会社が行わない危険度の高いものについて諸々と仕事を進めておるようでありまして、将来大きくなつていくでしょう。そうした場合に、当初簡単にやつておつたことが、だんだん仕事が増えるに従つて、最初のこととは別として、ややもすればいろいろなトラブルが起きがちであります。この点については、これはいいとなれば議員立法になるようでありまして、われわれが立法したといへども、将来はあなた方が實際手にかけられなければなら

ない性質のものでありますから、その点についてははっきりとした何か基準のようなのをお作りになつて、別に心配をするわけではございませんが、いつまでもその理事者がその席におられるわけでもありません、その間に當る人がかわれば、将来またどういふふうに変つていくかわかりません。こういうことは、現に同じ農業団体の中にあつて非常に激しい紛争が起きておる中で、私は架空のことを言つておるのではありません。この点については、十分まとまつたものを御用意になつて、そしてこの提案までにはある一つのものをおわれわれにお示しになる、こういうことがお願いでございます。

○前谷政府委員 この点につきまして、実は二つの点があつたと思ひます。私たちが今年度ではございせんが、来年におきまして漁業法の改正と同時に、漁業協同組合の改正の問題をいろいろ検討いたしておるわけでありま

す。この場合におきまして、従来の漁業協同組合におきまして資格条件というものが、漁業の場合において適当かどうかというところで、さらに検討すべき問題に直面いたしておるわけでありま

す。従ひましてこの問題もさういふ面との関連がありまして、漁業協同組合の加入資格というものが現状でいかどうかということについて、いろいろわれわれとしては検討いたしておるわけでありま

す。同時にそれは漁業協同組合法の根本的な問題になりますので、それと合せて、その暫定期間といひます、その至るまでの間に

おきまして、これは法律が実施されましても、その後共済会においても具体的な実施については十分期間もござい

ます。その間におきまして農協方面ともよく連絡をとりまして、ある程度の基準を立てて、そうして実施することが必要だと思ひます。その点について、私といたしましては漁業の方的な立場だけじゃなく、農業方面の意見もよく聞きまして、われわれも必要な点は主張いたしますが、両方において言うことは言つて、そうして納得の上での基準を作ることが事業を進める上において非常に必要かと思ひま

す。そういうふうな先方の意見も十分に聞きまして、そうして基準を作るように努力いたしたいと思ひます。

○足鹿小委員 私の言つておりますのは、主として同じ趣旨の協同組合法で、一方は農業協同組合法に基いて事業を行ひ、一方は漁業協同組合法に基いて事業を行なつておる、今農林省の間において起つておる紛争というものは根拠法が違う、一方は国家の事業を代行するがごとき重大な農作物災害に對して事業を行ひながら、一方その共済において紛争が起つておる。私は今起つておるようなことを心配するのでなくして、同一の根拠法に基いてやるわけでありまして、紛争といつても私はそれだけのものがあることは予想いたしません。両々相待つて農漁村の振興をはかり得るものだと思つておりますが、少くとも現在では別に本質的な対立は私にはなからうと思ひます。そのういつた点で、ただ事業上の対象は一つであるにもかかわらず、その後の傾向を見るといろいろな団体が寄つてたかつて物議をかます、こういう傾向が

ありますので、こういうことはあらかじめ未然に防止する措置を講じて進めべきだ。ただいま聞きますと、事業開

始間に十分その対策をやる、こういうことでありますから、その点で了承いたします。

次に第二点は、これは三木さんに聞いてもいいのですが、危険分散の方法がどういふふうになつておりますか。またこの共済会に對するところの監督官庁は水産庁であらうと思ひますが、その監督の方法等はどうか思ひますが、

そののであります。現在農協関係には、検査課ですかがございまして、全国の農協を漸次検査をして、事業の適正な運営指導をやつておりますが、こういう新たな事業を行う場合において、水産庁としてはどういふふうな対策を今までとつておるか。また今後どういふふうにならうとしておるのか、その点を伺ひたい。

○前谷政府委員 第一点の危険分散の点、あるいは三木さんの専門家の方から御聞き願ひたいと思ひますが、水産庁といたしましては、共済会に對する監督につきましては、漁業協同組合法に基きます監督があるわけでございます。定款の認可等についての監督があるのでございます。同時に農業協同組合と同じように、水産庁におきましても一定の計画を持ちまして、府県連合会に對する監督をいたしますと同時に、府県におきましてはやはり一定の検査計画に基きまして、府県職員が末端組合を検査しております。ただこの点につきましては、まだ農業協同組合ほどに検査が十分至つていないといふことを私も感じております。従ひまして漁業協同組合がだんだんに組織化され、経済事業が進展するにつきまして、この検査監督につきましては、われわれとしてもそれを強力に進めて参

らなければならぬ、かように考えておるわけでございます。この共済事業につきましては、特にその事業開始に當りまして、その定款、業務規定等につきましては認可することになつて

おりますから、その認可によりまして十分計開自体の内容を審査いたしたい。その上におきまして適当な監督をいたしますと同時に、實際面におきましては、その事業の実施に當りまして、一般の検査につきまして、やはり事業の進行状態に應じて検査をやる必要があるといふことで、われわれといたしましては一般の漁業協同組合と同様の監督をいたして参りたい、かように考えております。

○田口小委員長代理 速記をやめて。〔速記中止〕

○田口小委員長代理 速記を始め。○芳賀小委員 先ほど鈴木小委員長から改正点に對する御説明がありました

が、この公済会の事業について、今度の法律の改正との関連であります。たとえば漁民厚生共済にしても、ある単位組合が、いわゆる共済事業を行へるということになつておることを承知しておる。ただこの全国水産業協同組合共済会、やはり全国一本の組織にして、これ以外の組合には共済事業をやらせないといふような行政的な方針もあるように察知できるのです。

それからもう一つは、契約の対象が個人を対象にしないといふこともうたつてあるのですが、そういう場合に、末端においては当然漁民厚生の場合において、個人が共済契約をやるということになるのではないか、そういう関係が非常に明確を欠いておるよう

に思はれます。第一類第八号附屬の五 農林水産委員会水産に関する小委員会及び農業及び漁業災害補償制度に関する小委員会連合審査會議録第二号 昭和三十年七月九日

三

いますが、この点に対してもう少し掘り下げて御説明願いたいと思ひます。

○鈴木(善)小委員 漁業協同組合が共済事業を行う目的をもちまして、全国を地区として共済会を設立をいたしまして、個々の協同組合はそのあつせんなり指導なりをやりまして、仕事は一本で全国を地区とした共済会で行つて参る、こういうことであります。

それから加入の問題であります、加入の問題は、これは大体方針としては同体的に加入させるという工合に指導するわけでありまして、これもより個人の加入をも認めておる、こういうふうにしております。

○芳賀委員 この点は、たとえば農業協同組合に一例をとると、共済事業をやつておるわけでありまして、単位協同組合が実際の仕事をこなして、それから都道府県並に全国同体の連合会に再保険するというような形がとられておる。これによりまして、個人が共済会に加入するという形をとつておると思うのですが、しかしいかなる方法によつて、漁民厚生の場合も、これは個人が契約を結ぶということにはどの段階かではなると思ふのです。単位協同組合が何かの段階で一口とか二口とかの契約をすると思ふのです。その場合個人加入とか個人契約を認めないという事になりますと、事実上個人が共済事業に対してどの面であつたかというところが問題になると思ふのです。

○田口小委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

○田口小委員長代理 速記を始めて。

○芳賀委員 それでは水産庁長官にお尋ねしますが、この水産業協同組合法

の百条の二には、共済会の規定が以下うたつてあるわけでありまして、本法によりまして、共済会なるものが単位協同組合においてもこれは設立はできるわけですね。今三木さんの御説明によると、そうではあるけれども、これを一つの行政指導として、指導によつて今の過渡的な段階としては全国組織一本にして運営しておる、そういうふうにも聞えるのですが、水産庁の指導方針というものはそういう形で行なつておるのですか。

○前谷政府委員 現在の協同組合法の規定によりまして、お話のように水産業協同組合に共済会を設立することができるといふことになりまして、この地区等については法律上制限がございせん。しかしながら現在の農業協同組合の発展段階におきまして、これがこういう同じ系統内部におきましてはばらばらにできるという事は、組合の数なりあるいはその地域的の關係からしまして、われわれとしましては、こういう共済事業を行うのには全国的な規模において行うことが必要である、こういう意味におきましてそういう考え方をとつておるわけでございます。また同時に水産業の協同組合の内部におきまして、やはり水産庁と同じ考へのもとに全国的にやることとがむしろ適當であるという考へ方でおられますので、別にこれと別個の団体を作りたいというような考へ方は現在の協同組合内部にもないわけでありまして、

○芳賀小委員 私の指摘したい点は、この法律によると、単位協同組合の正組合員であるというふうな待遇を受けるといふこと、これはどうも筋が通ら

ないと思ふ。単位組合においては当然個人が正組合員である、しかしこの法律によつて作られておるところの共済会に対しては正組合員としての扱いを受けられない、準組合員であるというふうなことは、ちよつとどうも理解に苦しむわけなんです。それから、今の段階では、共済会の事業が火災共済に限られておるので非常に取扱ひの数字も少いのですけれども、これが趣旨が普及徹底したり、あるいは厚生共済あるいは漁具、凶漁等に対する共済規程が実行に移されるような場合においては、こういうような取扱ひでは非常に混乱するようになる時にも必ず

ずくと思ふのです。ですから、その末端における取扱ひには、必ず個人である正組合員の家庭とか個人の生命とかいふものを対象にして契約が行われる、それが、今の扱いからいくと、表面には全然現われてこないといふことになるのです。ですから、これらの法律を今回改正する場合においては、もう少し前進した、将来をも考えた実情に適應したような改正までも考へないなられたかどうか、これは鈴木小委員長にもあわせてお伺ひしたいのです。

○前谷政府委員 現在の共済会の規定によりまして、組合が共済会を設立したすことになりまして、組合が正組合員になっております。そしてその組合の組合員が準組合員として加入できることになつております。今の芳賀委員の御指摘は、漁民厚生共済、ことに生命共済等の場合においては準組合員が対象になつておる、そして正組合員が対象にない、これは法の体系上おかしいじやないか、こういう御指摘だろ

うと思ひます。これには二つ考へ方があります。現在の水産業協同組合自体にそういう共済事業を行わせて、そして共済会がこれを再保険するという建前がいかに、あるいは現在行なつておられます全国的な規模における共済会がそういうことをやつた方がいかに、それはいろいろの二つの行き方がございまして、現在の協同組合の段階におきましては、個々の協同組合におよるといふことが、危険分散というやうな面からいたしましてまだその段階ではないのであります。従いまして協同組合の組織いたしておる共済会をもつてその事業に当らしむることはなかるか、こういう考へ方がとれるわけでございます。ただその場合におきまして、準組合員と組合員といふことで事業の形がおかしいではないか、こういう御指摘だろかと思ひますが、その点につきましては、やはり協同組合の組織体、そして協同組合と組合員とが二位一体であるという考へ方、やはりこういう方が実体的には非常にいいのではなからうか。と申しますのは、全組合員の直接加入といひますと、これは全国区域でございまして、総会その他の關係というやうな点について、組合の運営上いろいろ非常に困難な点もございまして、また水産業協同組合は、漁業権におきまして組合員と結びついておられますから、そういう面からいたしまして二位一体でいたしまして、組合の代表という形で組合を育成するというのが実態でございまして、形の上からいいますと、御指摘のように準組合員を対象としていない事業、組合員を対象とした事業ではない

かと思ひます。これには二つ考へ方があります。現在の水産業協同組合自体にそういう共済事業を行わせて、そして共済会がこれを再保険するという建前がいかに、あるいは現在行なつておられます全国的な規模における共済会がそういうことをやつた方がいかに、それはいろいろの二つの行き方がございまして、現在の協同組合の段階におきましては、個々の協同組合におよるといふことが、危険分散というやうな面からいたしましてまだその段階ではないのであります。従いまして協同組合の組織いたしておる共済会をもつてその事業に当らしむることはなかるか、こういう考へ方がとれるわけでございます。ただその場合におきまして、準組合員と組合員といふことで事業の形がおかしいではないか、こういう御指摘だろかと思ひますが、その点につきましては、やはり協同組合の組織体、そして協同組合と組合員とが二位一体であるという考へ方、やはりこういう方が実体的には非常にいいのではなからうか。と申しますのは、全組合員の直接加入といひますと、これは全国区域でございまして、総会その他の關係というやうな点について、組合の運営上いろいろ非常に困難な点もございまして、また水産業協同組合は、漁業権におきまして組合員と結びついておられますから、そういう面からいたしまして二位一体でいたしまして、組合の代表という形で組合を育成するというのが実態でございまして、形の上からいいますと、御指摘のように準組合員を対象としていない事業、組合員を対象とした事業ではない

かと思ひます。これには二つ考へ方があります。現在の水産業協同組合自体にそういう共済事業を行わせて、そして共済会がこれを再保険するという建前がいかに、あるいは現在行なつておられます全国的な規模における共済会がそういうことをやつた方がいかに、それはいろいろの二つの行き方がございまして、現在の協同組合の段階におきましては、個々の協同組合におよるといふことが、危険分散というやうな面からいたしましてまだその段階ではないのであります。従いまして協同組合の組織いたしておる共済会をもつてその事業に当らしむることはなかるか、こういう考へ方がとれるわけでございます。ただその場合におきまして、準組合員と組合員といふことで事業の形がおかしいではないか、こういう御指摘だろかと思ひますが、その点につきましては、やはり協同組合の組織体、そして協同組合と組合員とが二位一体であるという考へ方、やはりこういう方が実体的には非常にいいのではなからうか。と申しますのは、全組合員の直接加入といひますと、これは全国区域でございまして、総会その他の關係というやうな点について、組合の運営上いろいろ非常に困難な点もございまして、また水産業協同組合は、漁業権におきまして組合員と結びついておられますから、そういう面からいたしまして二位一体でいたしまして、組合の代表という形で組合を育成するというのが実態でございまして、形の上からいいますと、御指摘のように準組合員を対象としていない事業、組合員を対象とした事業ではない

かといふこともあろうかと思ひます。が、実体的に見ますと、それが実態に即した一番いい例ではなからうか、かように考へております。

○芳賀小委員 私の申し上げてゐるのは、共済会の歴史的な変遷等はまだ不勉強であります、私どもはとくに農業協同組合のような、そういう一つの概念から判断する傾向を持つてゐるわけですが、今長官が言われた通り、共済事業の規模は、少くとも都道府県なんかよりは、できれば全国的段階における一つの規模になつてやるべきであると考えております。しかし生命共済等の場合は、これは団体が何口加入したといつても、その内訳といふものは、何の何が契約しているかといふことは明らかにされておかなければならぬと思ふのです。よく然と何人分何口を全国共済会に加入するといつたつて、身柄が明らかになつておらぬと、生死も判明できないというやうな場合が出てくると思ふ。これは表面はそういうことになつておるが、最末端においては、実質的にはやはり個人々々が組合との間において加入契約等を締結しておると思ふのです。それを取りま

とめて組合が全国共済会に加入した形をとつておるのですから、これはせんじ詰れば、どういふ御説明があつてもやはり単位協同組合が連合会に再保険するといふやうな形になると思ひます。長官のお話を聞くと、この方がいいのだといふことになるし、われわれが考へると、まだこれより一歩前進したやり方が可能ではないかといふやうにも考へられるわけですが、これは将来に大きな期待をわれわれも密せてゐるので、またこの法律改正がこ

こで行われようというので、御意見を申し上げておるのです。

○前谷政府委員 共済の取扱ひにつきましても、別途に共済会から御説明があった方がよいと思いますが、芳賀委員の御質問の前提は、法律改正によつて事業協同組合にも共済事業を行なうとしたらどうか、こういうことが前提になつてゐるのではなからうかと思ふのです。現在の水産業協同組合の規定では、単位協同組合は共済事業が行えないといふことになつておる。これを

行わすかどうかといふことにつきましても、先ほど申し上げましたように、現在の共済組合の発展段階から、また利用者の数、利用の状況等からいたしまして、特に事業協同組合は部落的な性格のものが多く、そういう地域的な関係からいたしまして、協同組合法を作る場合におきましても、組合を単位とした共済会をもつて共済の事業を行わすことが適當であらうといふことで、こういう規定になつておるわけでありま

す。その点につきましては、現在の状態においては、狭い範囲の事業協同組合で共済事業を行ひ、それを再共済するよりも、全国一本でもつて直接共済をすることが適當ではなからうか、かように考へておるのであります。御指摘の共済会の生命共済の場合におきましても、これは、やはり共済会と準会員である個人との契約になるわけでごさいます。その間におきま

す単位協同組合は、その個人間の契約を集团的にあつせんといふ形をとつて、直接協同組合と共済会との間の契約といふものにはならないのではないかと、かように考へております。なお詳細な点は三木君から御説明を願

いたいと思ひます。

○芳賀小委員 そうすると今の長官の御説明では、結局単位組合は代理店的な立場をとるといふようなことですか。

○足鹿小委員 各条について二、三お尋ねしておきますが、たくさんはあります。一番中心は第百条の四の二号ですが、「共済会は、定款により、会員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度において、会員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において、会員が利用する事業の分量の総額をこえてはならない」と要するに十割員外利用を認めてゐるようですが、これは普通の協同組合の場合とよほど違つてゐるようです。そうすると、先ほどあな

たは事業の共同利用はやらぬといふ言ひで組合に入つてゐない農民を十割も員外利用をさせるといふことになるかと、百人のところへ百人員外利用をさせた、事業競合が実質的に起きる一つの危険性があるのではないですか。これは他の団体においては、あるものによつては四割ですか、普通の農協が二割ですか、どうもそこが異例の措置のように思ひますが、どうですか。

○鈴木(善)小委員 私から御答弁申し上げますが、これは足鹿さんが御心配なさつてゐられるようなことを実は考へてゐないのであります。漁業労働者といふものが漁業協同組合の場合には組合員になつてゐないのであります。そこで組合員に雇はれておられますところの漁業労働者、従事者と申しますか、そういう方々の遺難事故その他に

規定を設けてゐるのであります。全然漁業に關係のない者からたくさん員外利用を求めていこうといふような意図は全然考へてゐなかつたのであります。

○足鹿小委員 御趣旨はわかりませんが、しかしそれは起案者がそういう考へを持つておられるとうことと、末端においた場合には、必ずしもそうはいかない場合が出てきはしないかと思ひます。

○鈴木(善)小委員 その御心配があると思ひます。そこでこの共済規程を作りました。この共済規程は行政庁の認可を受けてこの事業を実施することにしたのであります。この共済事業の認可にあたりまして、足鹿委員の危惧なさつておられます点は十分規制をして參るようにならうかと思ひます。

○足鹿小委員 了承しました。そうしますと、共済規程については、水産庁は模範共済規程例とか、そういうようなものについてもう準備をしてゐますか。

○前谷政府委員 これは現在検討中のごさいます。まだ成案を得ておりません。

○足鹿小委員 今鈴木さんが言われたような点を十分に共済規程の中に念のために入れておいていただきたい。くどいことは申しませんが、よく取り入れておいてもらいたいと思ひます。

それからこれは本法とは別に關係ございませぬが、水産庁長官がお見えになつたので、私は質問を終る前に一つ伺つておきたいのですが、私は水産關係は全くのしらぬとすが、汚水処理の問題について各地でいろいろ

な問題が起きておる。この漁獲保險といふものを今度共済会が思ひつこうとしておられますが、その一種の凶漁といふものの原因は、天候とかいろいろなものに左右されるほか、近代工業の異常な発展、進出によつて、沿岸漁民が非常な窮地に追い込まれる事例がたゞさんあります。これらの点について国家が保險するといふとおかしいですけれども、何かやはり生活の根柢を脅かされるものに對しては――その

会社は何を要求しても話がつかぬ、これは問題にならぬ。汚水処理したとて、処理しないという方が、夜間に放水をして朝起きて見るとまたちゃんとしておつたといふような調子で、とくめこれは水かけ論で処理がつかぬ。私の近辺にもむづかしい問題が起きておられますが、いろいろ話を聞くと全國的なくわば近代工業の進出による凶漁、漁獲高の減少、それによる沿岸漁民の非常な窮乏、こういう事態はゆるがせにできない段階まできておるのじやないかと思ふのです。特に繊維工

業、パルプ会社の進出等は著しいものがあるようですが、この汚水処理の点については沿岸漁民の保護対策等について、水産庁は、保險といふとおかしいが、別個に――国家が補償という責任もないでしようが、何かそこを沿岸漁民の保護対策といふものが私はなければならぬと思つておりますが、今までなさつておられるかもしれませんが、なさつておればわれわれの方でもそんなに騒ぎが起きてゐるはずがない。この間も沿岸の漁民が網集して、夜間に土のうを築いて汚水の出るところをとめてやるといふので、あわや一大事を起そ

うとした事態が私どもの地帯に起きておるのです。そういうことは人為的な凶漁で、全く沿岸漁民は生活に窮してゐる。これは今の共済会の保險にかけようとしてもかかぬわけにもいかないし、漁業自体が全滅の段階にきておる。これは學者に聞くと、科学的にはそういう汚水の原因は完全に除去されておると言つておる。ところが事実上は除去されておらない。漁具は腐り、魚類は寄りつかない、貝類は全部死滅してしまふ。そういう事態で、これはきわめて部分的であるために大きな要望となつて出てきておる。水産庁にはこういうことについて処理する何らかの措置といふものは講じられておらないのですか、一体どういふふうにしておられますか。この保險關係に關連して、これは非常に大きな問題なので、この問題は別個に私は水産委員会の人たちにお願ひして、私も少し勉強してみたいと思つておりますが、これに關連して一ついい機会ですから御所信のほどを聞かしてもらひたい。

○前谷政府委員 ただいまの足鹿委員のお話、実はわれわれとしては、もう水産行政にとつて一番大きな問題でございまして、この問題は、結局におきまして、水質汚濁の防止の立法措置を要する。従来も経済審議庁の資源調査会を中心として水質汚濁の法案の基礎研究をいたしたわけございまして、一応の成案を得ましたが、これは影響するところが非常に多うございまして、またそれに対して一定の基準を設ける、つまり汚濁の限度がどの程度に達すれば影響があるか、どの程度までの汚濁を防止するかといふことで、われわれも

一部分いろいろ検討もいたし、調査もいたしておりますが、残念ながらまだ最終的な段階には至っておらないわけでございます。正直に申し上げますと、この点については、われわれも何ら制度的な手は打っていない、こういう状態でありまして、これに対して私どももいたしまして、いろいろ検討を重ねておりますが、これは日本経済と申しますか、全部の問題に関係するので、特に最近問題になっておる汚水の問題等もございまして、十分研究をいたします。

○鈴木(善)小委員 私からもお話し上げておきたいと思うのであります。が、今足鹿さんの御指摘になった点は、水産常任委員会がございました当時から研究を重ねてまして、十四国会であります。水産資源保護法という法律を議員立法で提案をいたしまして、衆議院の方は幸いにして通過をいたしましたわけでありまして、これは水産資源の保護のために、建設関係でたとえば発電事業のためにダムを設ける、その場合に魚梯を必ず設けなければいかぬとか、魚の産卵孵化をするための河床の保護、砂利の採取や何かをする場合には農林大臣の認可を要するとか、あるいは有害汚水を排出するような工場、設置、こういうものの認可をする場合には農林大臣のこれまた認可を要するとか、あらゆる面から水産資源の保護のための規定を盛った資源保護法案を提出したのであります。ところがこれが参議院へ参りまして、通産委員会あるいは建設委員会その他から猛烈な反響がございまして、骨抜きにされてしまったいきさつがございまして、御指摘のように、まことにこれは

近代産業と原始産業の闘争という姿を如実に示しておるといふのが実態でありまして、また原始産業間でも、最近農業等の散布によりまして、今回有明海等で相当な被害がパラチオン等起きているという事態も発生いたしておりますが、今長官が言われましたように、広範にその利害が対立関係にあります。そこで一産業部面での水質汚濁防止のようなことを考えますと、産業間の対立ということになりまして、なかなかめんどろな事態が生まれます。ですから、これは環境衛生と申しますか、あるいは公衆衛生と申しますか、厚生省その他が国民全体の衛生保健というふうな考慮も入れまして、もっと高い観点からこの立法をせなければいかぬじゃないか。こういう工合に考えておるが、非常にむずかしい問題で、水産委員会でも多年この問題の取扱については苦慮いたしておるといふ経緯を御報告申し上げておきます。

○川村(善)小委員 今国会におきまして、水産業協同組合法の一部改正をいたしまして、水産業協同組合におきましては共済事業の拡充強化をはかることに相なりまして、われわれも多年この法に大きな期待を持って今日まで参ったのであります。もちろん足鹿委員や芳賀委員が御指摘になったようなことはわれわれも心配がないわけではございません。しかしながらこれらについては運営その他でできるということとをわれわれは考えておりますので、ぜひともこの際この共済事業の強化のために本法案を通したい、かように考えております。ただ一点お伺いしたいことは、第八十七条の第二項、

第三項、第四項の削除の問題であります。これはもとより水産業協同組合法の制定の際には、全国を地区とする連合会の設立はできないということに相なっておったのであります。その後のいろいろ情勢の変化に伴って、ある一定の事業は全国を地区とする連合会を設立いたしまして施行することも、あえてこの際これを拒むものではないというふうな考え方から、事業の制限をし、しかもこれは農林大臣の認可というところを、さらにそのやっておる事業が果して正当に行われているかどうかという監督の問題等も十分付記いたしまして、われわれはこの改正をしたのでございまして、そこで今度全面的にこれを削除しますと、全国を地区とする連合会が一号から十三号まで付記されておるところによれば全部やれるということに相なるのでございまして、そうした場合に、またさうやっての中水のあり方のようなことがありはしないかという心配が私にはあるのでござい

ういうふうなことがないという自信を持っておられるかどうか。さらにまた自信がありまして、監督を十分し得るところのお立場にある水産庁は、それを果してわれわれの心配のないようにし得る自信があるかどうか、この二点を伺います。

○鈴木(善)委員 今川村委員の御指摘の件であります。中央水産業会の場合には、川村委員も御承知の通り協同組合の本質を離れまして、戦時中の統制の一つの団体に指定を受けまして、いわば戦時統制の末端機構として活動した。従いましてその統制団体として相当系統団体の個々の意思に反するようないき過ぎの行為もあつたことは御指摘の通りであります。しかし現在の時代はさうでございまして、すべてこの協同組合は民主的にその構成団体である下部系統団体の創意によって事業運営がなされていくという趣前に相なっておりますし、私は農林団体等の今日の姿から見ても、漁業協同組合もまた再び中水のような事態にいくことはない、こういう工合に判断をいたしております。また一般的な全漁連の経理あるいは事業上の監督、監査ということも、行政庁がこれをやることに相なっておりますから、そのようないき過ぎのないように、総括的な組合の監督指導によつて、十分そのような弊害を未然に防止できるじゃないか、こういう工合に確信をいたしております。ようないき過ぎの心配はござい

検査を励行することによりまして、そういうことの生じないように未然に防止したいし、またし得ると考えております。

○前谷政府委員 御指摘のように、過去においてそういう例がございましたが、この規定の削除によりまして、もちろん定款の認可はございまして、われわれとしては一般監督に基きます

○川村(善)小委員 もちろん今鈴木委員のおっしゃられる通りでなければならぬと私は判断しております。しかしながら運営は人にあるのでありまして、その人の運営がやはり地区連合会その他漁民等との間に摩擦を生じないよう、しかも漁民に損失を与えることのないように十分心がけておやりになれば間違いないと思ひます。私心配しますのは、かつて漁業法の時代に、われわれ衆議院の方ではやはりイワシ、ニシン、サケ、マス等の特例を認めまして、この漁業については、いわゆる二十メートル以浅という問題がございしますが、これらが制限されないので、当時われわれは立法したものであります。ところが参議院に回りました、二十メートル以浅において定置漁業にあらずる定置漁業という一文字ではそうなっておりますけれども、実質的に二十メートル以浅ということになりまして、十八ひろであります。十八ひろに一体定置漁業にあらずる定置漁業といったようなことがあり得るはずがない。これはどこかの海でも、たとい瀬戸内海であっても、われわれの方の噴火湾であっても、やはり十八ひろになりますと、定置漁業ということが明らかであるのであります。これらも文字をひねくって、二十メートル以浅には第二種共同漁業権で定置漁業ならざる定置漁業をやることができるといふふうな修正をしたやからのおることを思うときに、私は果して一体わ

れわれが全国を地区とする連合会に全面的に事業をやらすかという場合が起きたときに、その運営において今後地区連との関係を円満にやっていくような方法でやるかどうかということも心配があるのでございます。従いましてこの法律の一部改正が通りました曉におきましては、水産庁では十分かようなことのないように、いわゆる地区連その他漁民等との間に摩擦のないように、どこまでもいわゆる全国を地区としたところの連合会が大きな様で、親になった気持で対処されるようにやっておりますので、十分指導監督されることをお願い申し上げます、私の質問を打ち切るのであります。

○前谷政府委員 御意見のように、そういうことがあつては最も困るわけでございます、十分指導監督については努力いたします。

○田口小委員長代理 ほかに御質疑ございせんか、芳賀委員。

○芳賀小委員 先ほどの質問について、いわゆる共済事業の点ですが、漁具の共済の場合、これは説明にも書いておる通り、漁網が中心であると思うのですが、ただ問題はその損害の確認です。流失とか何かによって損害を受けた場合に、どういふような形でその損害の確認をするわけですか。たとえば漁網を登録でもしておくか、何か特定のしるしでもつけておくのか、そういう点は、具体的にたとえばどういうようにして損害の確認とか評価が行われるか、その点はいかがですか。

○鈴木(善)小委員 大体この漁具共済につきましては、方針といたしまして、

漁業協同組合の自営あるいは漁業生産組合あるいはそれに準じますところの村組というような協同組合等の自営を主体にして考えておりまして、個人にはまだ当分及ぼさない考えで、共済規定を作ることになっております。従いましてその損害等の確認は共同組合自体でこれをやるわけでありまして、個人のような虚偽の申告とかそういうようなことはあまり私どもは心配をいたしておりませんし、また御承知のように、定置漁業等でも隣接の漁業組合がずつと監視をいたしておりますわけでありまして、この点は漁業組合相互間の相互監視と、それから大体しけ等によって漁具の流失等が起るわけでありまして、行政庁等の災害査定その他によりまして、そういう点を確認して参る、こういうふうにご考慮してあります。

○田口小委員長代理 ほかに質問はございせんか。——別に質疑もないようでございますからお諮りいたします。本案は両小委員会の連合会といたしまして大体了承ということに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田口小委員長代理 御異議なしと認め、さように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午御四時二分散会

昭和三十年七月十五日印刷

昭和三十年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局